

第4章 消防用設備等の技術基準

第10の3 特定小規模施設用自動火災報知設備

第4章 消防用設備等の技術基準

第10の3 特定小規模施設用自動火災報知設備

特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、政令第 21 条、省令第 23 条、第 24 条及び第 24 条の 2 並びに火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号。以下「感知器等規格省令」という。）、中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 18 号。以下「中継器規格省令」という。）、受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 19 号）、自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準について（平成 3 年 12 月 6 日消防予第 240 号）、地区音響装置の基準（平成 9 年 6 月 30 日消防庁告示第 9 号）、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年 12 月 26 日総務省令第 156 号。以下「特定小規模施設省令」という。）、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 20 年消防庁告示第 25 号。以下「特小自火報基準告示」という。）、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令等の運用上の留意事項について（令和 6 年 7 月 23 日消防予第 363 号通知。以下「363 号通知」という。）のほか、次による。

1 特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）

- (1) 従来の自動火災報知設備と次の点において異なる。
個々の感知器の警報を連動させ、施設全体に火災の発生を報知することができる。
- (2) 建築物の構造等に鑑み、逃げ遅れ防止の観点で特に重要と考えられる場所に感知器を設けることで、受信機における感知場所の表示を省略することができる。
- (3) 電源供給やシステムの状態確認など受信機が担う仕組みが他の方法でも確保できる場合は、受信機の設置を省略することができる。

2 主な構成

- (1) 受信機を用いる方式のもの（第 10 の 3 - 1 図参照）
- (2) P 型 2 級受信機のうち接続することができる回線が一の受信機を用いる方式のもの（第 10 の 3 - 2 図参照）
- (3) 連動型警報機能付感知器（以下「連動型感知器」という。）を用いる方式のもの（第 10 の 3 - 3 図参照）
- (4) 無線式の主な構成
 - ア 無線式の感知器及び受信機を用いる方式のもの（第 10 の 3 - 4 図参照）
 - イ 無線式の連動型感知器を用いる方式のもの（第 10 の 3 - 5 図参照）

3 特定小規模施設

特定小規模施設は、特定小規模施設省令第 2 条第 1 号の規定によるもの。（第 10 の 3 - 6 図参照）

4 警戒区域（特定小規模施設省令第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号関係）

- (1) 2 の階にわたる特定小規模施設は、階段室等も含めて全体を一の警戒区域（一辺の長さが 50m 以下に限る。）として差し支えない。（第 10 の 3 - 7 図参照）
- (2) 第 10 自動火災報知設備第 2 を準用する。

5 受信機

特小自火報基準告示第 2 第 5 号の規定によるほか、第 10 自動火災報知設備第 3 を準用する。

6 感知器（特定小規模施設省令第 3 条第 2 項第 2 号及び特小自火報基準告示第 2 第 1 号関係）

第4章 消防用設備等の技術基準

第10の3 特定小規模施設用自動火災報知設備

(1) 感知器の選択

ア 特小自火報に用いる感知器は、スポット型感知器又は炎感知器とする。

イ スポット型感知器を壁面に設置する場合、特に定温式の場合は公称作動温度が 65℃以下で特種のものにしなければならない。

ウ 第 10 自動火災報知設備第 4 (1)を準用する。この場合において、特定小規模施設のうち(6)項口又はハに存する台所は、一般住宅における規模及び環境に類するものであることに鑑み、第 10 自動火災報知設備第 10-1 表の備考欄に掲げる「厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所」には、原則として、該当しないものとして取り扱う。

(2) 感知器の設置を要する場所

特定小規模施設省令第 3 条第 2 項第 3 号イからハまでに掲げる場所の例は、**第 10 の 3-8 図**及び「363 号通知」別添 1・別添 2 のとおり。

(3) 感知器の取付け面の高さ

第 10 自動火災報知設備第 4 (3)を準用する。

(4) 差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器（この(4)において単に「感知器」という。）の設置方法

ア 第 10 自動火災報知設備第 4 (4)（イ及びニを除く。）を準用する。

イ 特小自火報基準告示第 2 第 1 号(1)イの例は、**第 10 の 3-9 図**のとおり。

ウ 特小自火報基準告示第 2 第 1 号(1)ロの例は、**第 10 の 3-10 図**のとおり。

(5) 煙感知器の設置方法

ア 第 10 自動火災報知設備第 4 (9)（イ、ホ及びミを除く。）を準用する。

イ 特小自火報基準告示第 2 第 1 号(2)イの例は、**第 10 の 3-11 図**のとおり。

ウ 特小自火報基準告示第 2 第 1 号(2)ロの例は、**第 10 の 3-12 図**のとおり。

(6) 熱煙複合式スポット型感知器の設置方法

特小自火報基準告示第 2 (3)によるほか、第 10 自動火災報知設備第 4 (10)を準用する。

(7) 警報機能付感知器の設置方法

ア 火災信号又は火災情報信号を受信機、感知器等へ発信する機能を有し、法第 17 条第 1 項に規定する消防用設備等として構成されるものであり、かつ、政令第 37 条第 4 号に規定する火災報知設備の感知器として検定対象機械器具等の感知器として感知器等規格省令に適合することが必要となるものであり、政令第 37 条第 7 号に規定する住宅用防災警報器（この項において「住警器」という。）と異なるものである。

なお、住警器との製品上の判別は、警報機能付感知器及び連動型感知器は法第 21 条の 9 第 1 項に規定する型式適合検定に合格したものである旨の表示が付されているほか、感知器等規格省令第 43 条第 1 号ヨ又はタの規定により、「警報機能付」又は「連動型警報機能付」と表示が付されることから、これにより確認する。

イ 省令第 23 条第 4 項第 7 号の 6 イからニのいずれかに該当する連動型感知器は、政令第 21 条に規定する自動火災報知設備の感知器として用いてはならず、特小自火報における感知器としてのみ用いることができる。

当該連動型感知器には、感知器等規格省令第 43 条第 1 号レの規定により「特定小規模施設用自動火災報知設備以外の自動火災報知設備に用いることができない旨」が表示されることから、これにより製品上の判別を行うこと。

ウ 特定小規模施設省令第 3 条第 2 項第 2 号に規定する、感知器等規格省令第 8 条第 18 号ハに定める「火災の発生した警戒区域を特定することができるもの」は、次によること。

(7) 連動型警報機能付感知器の火災警報は、警報音並びに火災である旨及び火災の発生場所を周知する音声を組み合わせたものであること。

(イ) 火災の発生場所に関するメッセージは、火災を感知した階又は階段を識別することで足りるものであること。

(ウ) 日本語を母国語としない人に配慮したメッセージを日本語のメッセージの後に付加することも可能とするが、メッセージはできる限り短くすること。例：「ピー、ピー、ピー。3 階で火事です。Fire、Fire。」

7 中継器

特小自火報基準告示第 2 第 2 号の規定によるほか、第 10 自動火災報知設備第 5 を準用する。

第4章 消防用設備等の技術基準

第10の3 特定小規模施設用自動火災報知設備

8 発信機

特小自火報基準告示第2第9号の規定によるほか、第10自動火災報知設備第6を準用する。

9 地区音響装置

特小自火報基準告示第2第8号の規定によるほか、第10自動火災報知設備第7を準用する。

10 電源

常用電源及び非常電源は、特定小規模施設用自火報告示第2第6号及び第7号の規定によるほか、次による。

(1) 常用電源

ア 特小自火報基準告示第2第6号ただし書きの規定によるほか、一次電池を電源として差し支えない。この場合において、一次電池を電源とする連動型感知器が有効に作動できる電圧の下限值となった場合は、当該連動型感知器を交換するか、電池を交換すること。

イ 交流低圧屋内幹線

自動火災報知設備の常用電源を交流低圧屋内幹線から供給する場合は、第10自動火災報知設備第3(3)アを準用する。

ウ 蓄電池

自動火災報知設備の常用電源を蓄電池から供給する場合は、第10自動火災報知設備第3(3)イを準用する。

(2) 非常電源

特小自火報基準告示第2第7号の規定によるほか、受信機を設ける場合は、第10自動火災報知設備第3(4)及び(5)を準用する。

11 配線

特定小規模施設用自火報告示第2第3号の規定によるほか、次による。

(1) 特小自火報基準告示第2第3号の規定する措置とは、受信機において断線等が確認できる場合のほか、連動型感知器により受信機の設置を要しない場合に、当該連動型感知器自体に断線等があった場合に電源灯の消灯等により、断線等を確認できるように措置されたものをいう。なお、従来どおり送り配線の方式として差し支えない。

(2) 第10自動火災報知設備第9を準用する。

12 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続

第10自動火災報知設備第10を準用する。

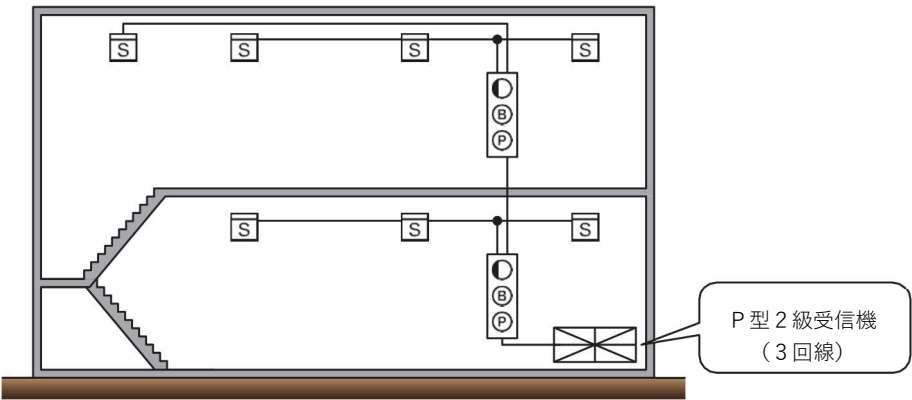
13 無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備

特小自火報基準告示第2第4号の規定によるほか、第10の2無線式自動火災報知設備を準用する。

第4章 消防用設備等の技術基準

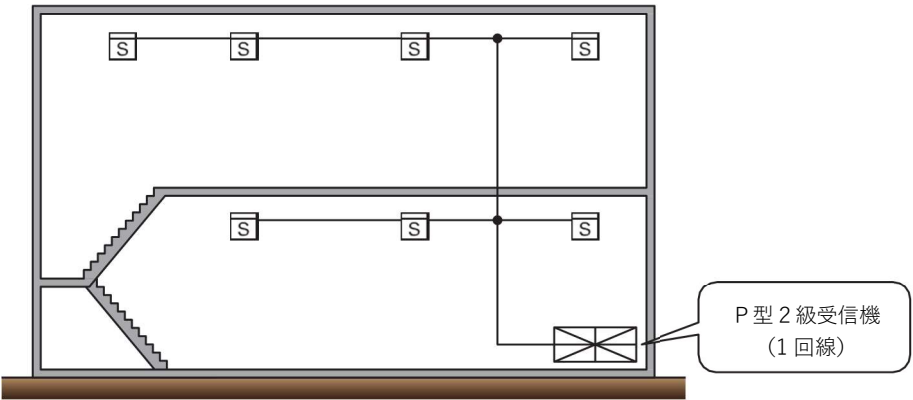
第10の3 特定小規模施設用自動火災報知設備

(受信機を用いる方式のもの)



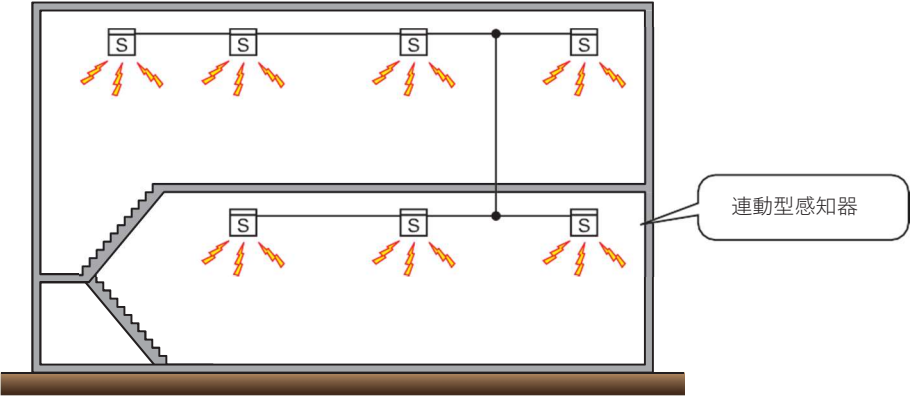
第 10 の 3 - 1 図

(P 型 2 級受信機のうち接続することができる回線が一の受信機を用いる方式のもの)



第 10 の 3 - 2 図

(連動型警報機能付感知器 (以下「連動型感知器」という。)を用いる方式のもの)

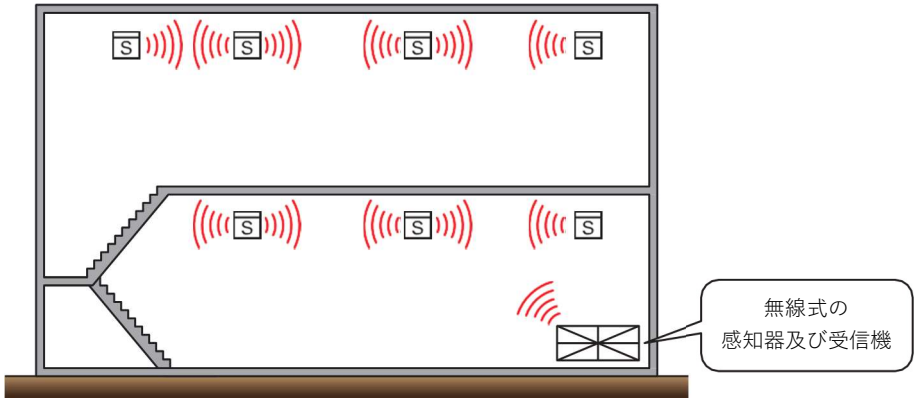


第 10 の 3 - 3 図

第4章 消防用設備等の技術基準

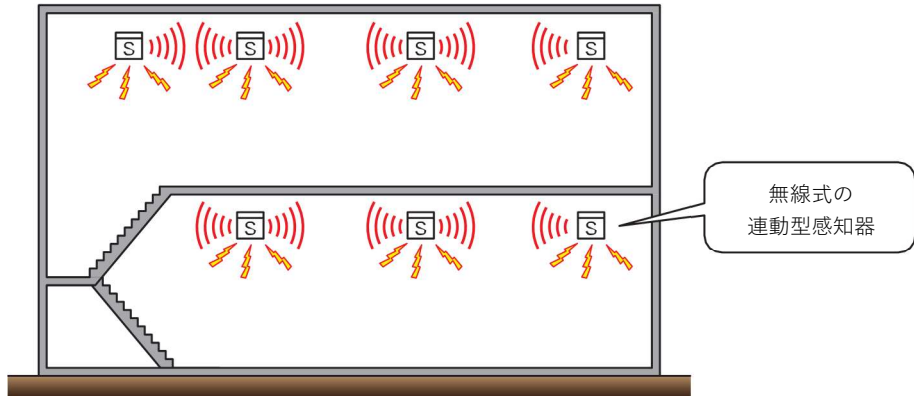
第10の3 特定小規模施設用自動火災報知設備

(無線式の主な構成)



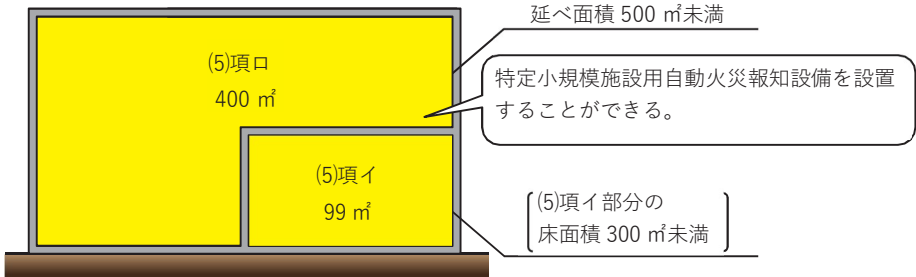
第 10 の 3 - 4 図

(無線式の連動型感知器を用いる方式のもの)



第 10 の 3 - 5 図

(特定小規模施設 (16)項イ注) 延べ面積 300 m²以上、500 m²未満の場合の例)

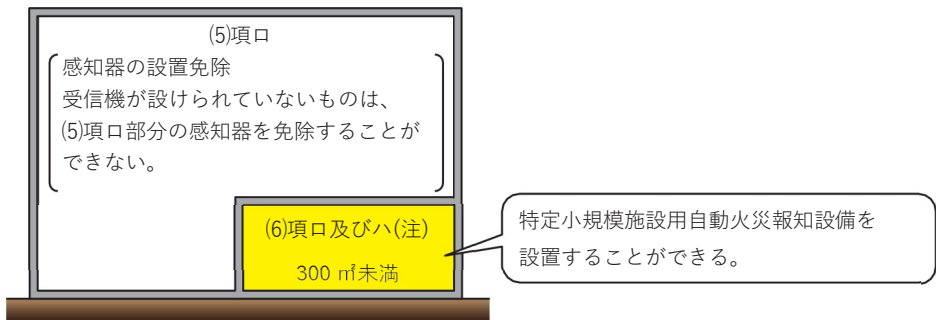


(注)(5)項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、
(5)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が 300 m²未満のものに限る。

第4章 消防用設備等の技術基準

第10の3 特定小規模施設用自動火災報知設備

(複合型居住施設用自動火災報知設備 (16)項イ) 延べ面積 500 m²未満の場合の例)

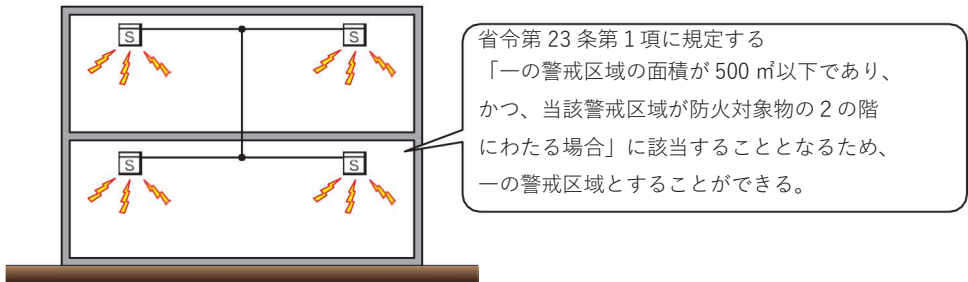


(注)(6)項口及びハに掲げる防火対象物で、有料老人ホーム、福祉ホーム、

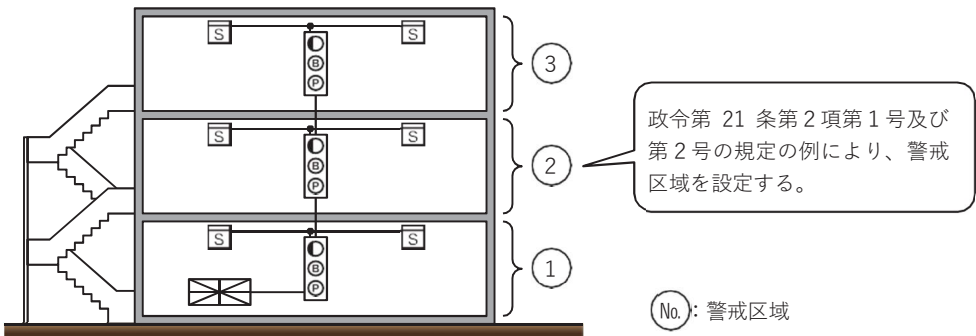
認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は共同生活援助を行う施設に限る。

第 10 の 3 - 6 図

(2 階建ての場合の例)



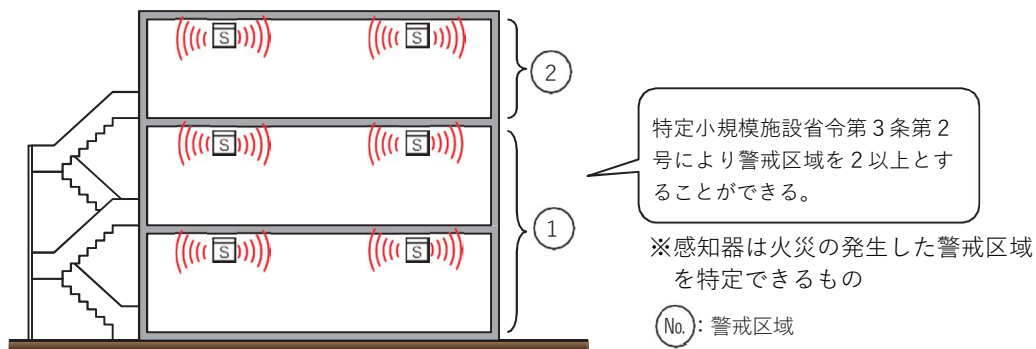
(3 階建ての場合の例)



第4章 消防用設備等の技術基準

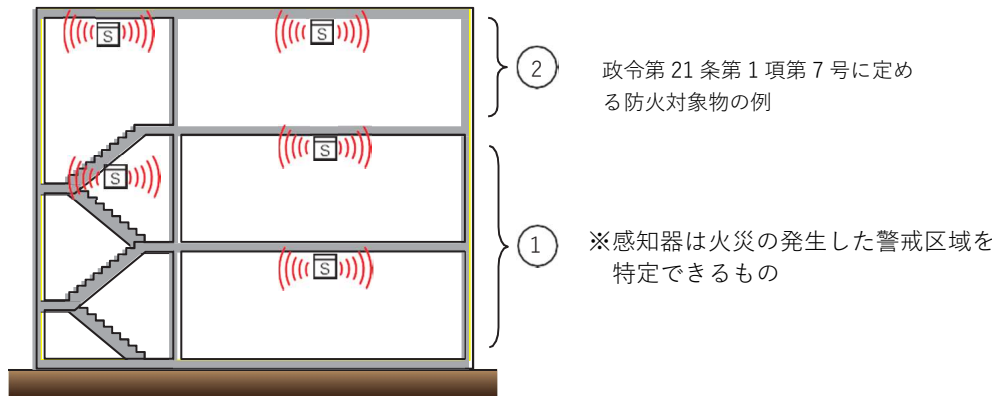
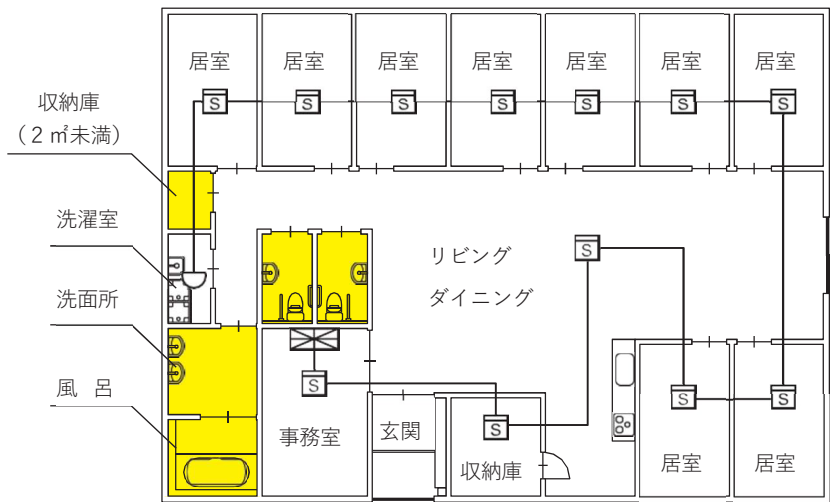
第10の3 特定小規模施設用自動火災報知設備

(全て感知器を連動型感知器とした場合の例)



第10の3-7図

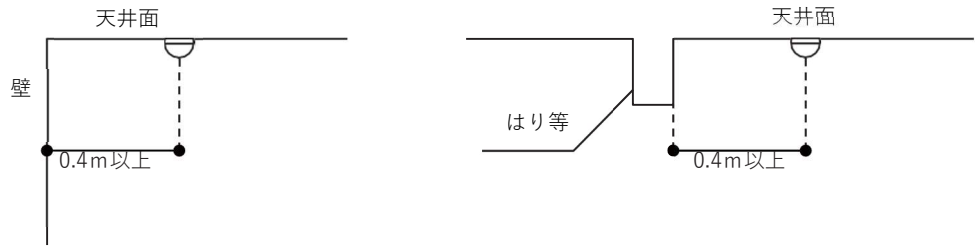
(認知症高齢者グループホームにおける感知器の設置例)



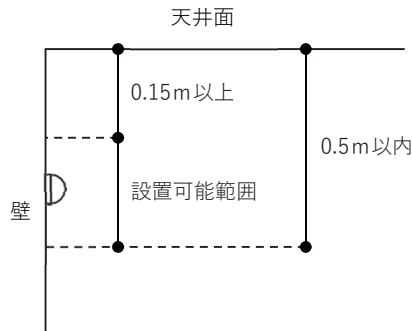
第10の3-8図

第4章 消防用設備等の技術基準

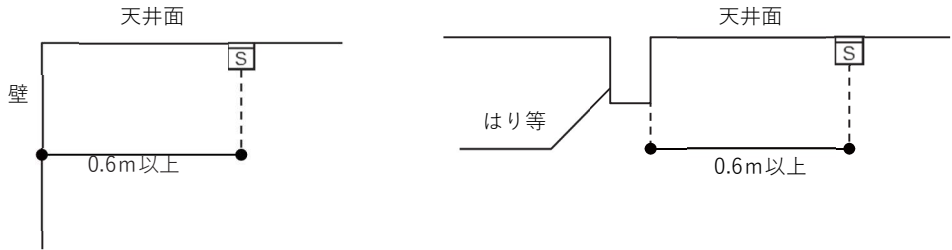
第10の3 特定小規模施設用自動火災報知設備



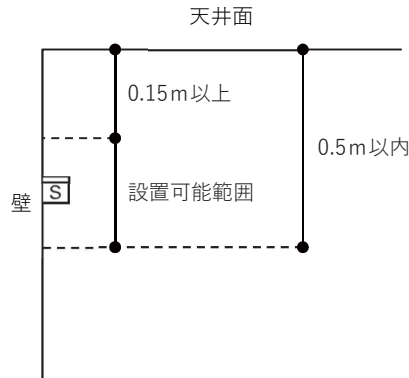
第 10 の 3 - 9 図



第 10 の 3 - 10 図



第 10 の 3 - 11 図



第 10 の 3 - 12 図

第4章 消防用設備等の技術基準

第10の3 特定小規模施設用自動火災報知設備
